

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴う 土砂災害警戒情報基準の暫定的な運用について

東北地方太平洋沖地震による地盤の緩みを考慮し、栃木県では今後、土砂災害警戒情報について基準を引き下げて運用します。

平成23年3月11日14時46分頃、三陸沖で発生した地震により、栃木県では、宇都宮市、真岡市、大田原市、高根沢町、市貝町で震度6強を、那須塩原市、那須烏山市、芳賀町、那須町、那珂川町で震度6弱を、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、矢板市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、岩舟町の広い範囲で震度5強を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、芳賀町、岩舟町、高根沢町、市貝町、那須町、那珂川町では、当分の間、土砂災害警戒情報の土壌雨量指数基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

具体的には次のとおりとします。

【通常基準の6割で運用する市町】

宇都宮市、真岡市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町

【通常基準の8割で運用する市町】

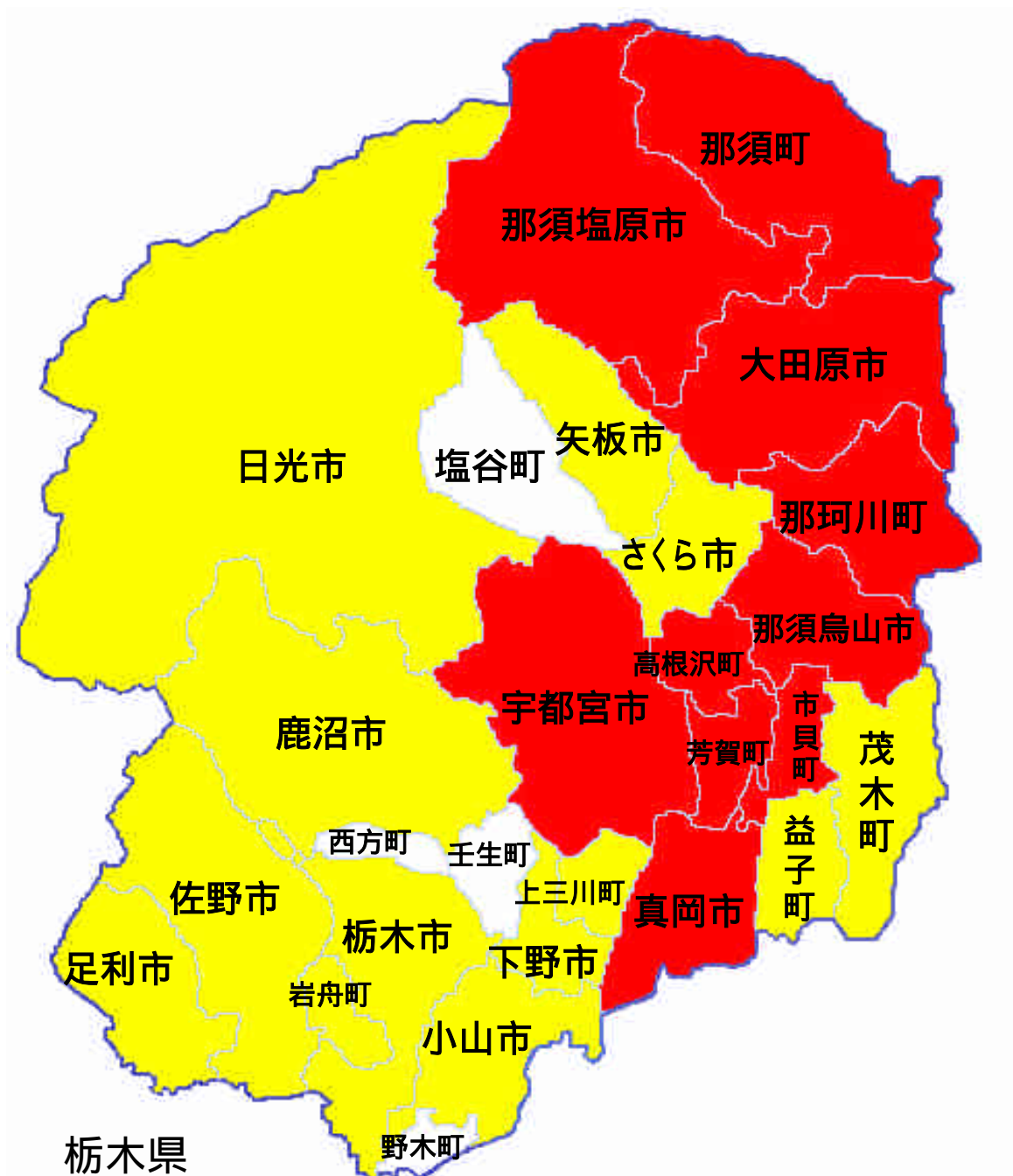
足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、矢板市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、岩舟町

なお、引き続き地震後の降雨と土壌雨量指数と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※栃木県を対象とした土砂災害警戒情報は、栃木県と宇都宮地方気象台が共同で発表しています。

本件に関する問い合わせ先
宇都宮地方気象台防災業務課
太田防災気象官(電話 028-635-7260)
飛田火山防災官(電話 028-635-7260)

基準を暫定的に変更する市町



通常基準を6割に引き下げる市町

通常基準を8割に引き下げる市町